

補助金等事業概要

補助事業名	一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	佐渡市内の医療・介護・福祉の連携を強化し、持続可能な社会保障サービスを持続していくために、一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会
補助対象経費	人件費、事務費
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	9,000千円 ○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	予算の範囲内において補助金を交付する。 人件費 補助対象経費の10/10を上限とする。 事務費 補助対象経費の1/2を上限とする。 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 市内の医療・介護・福祉の連携強化し、将来に渡って持続可能な社会保障サービスの構築などは、市が行うべき仕組みづくりであるため。
数値目標等	B 数値化不可 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 市内の医療・介護・福祉の連携を強化し、将来に渡って持続可能な社会保障サービスの構築を図るが数値化はできない。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 一般社団法人佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会からの申請
事業担当 （担当部署）	高齢福祉課
（電話番号）	0259-63-3790